



いわき市議会のしくみ

市議会議員

いわき市を、よりよいまちにするためには、私たち自身が身近な問題について考え、話し合い、その実現に向けて進めていくことが大切です。しかし、私たち市民全員が集まって話し合うことは、現実的にむずかしいことです。そこで私たち市民の代表として、選挙により選ばれるのが市議会議員です。

任期と定数

市議会議員は選挙により選ばれ、その任期は4年となっています。また、議員定数は37人（平成28年12月1日現在）となっています。

会派

同じ考え方を持った議員の集まりです。市議会を運営する上で、重要な働きをしています。

市議会と市長

市長は条例や、市が仕事をするために必要な予算など、市民生活に関する重要なことについて計画します。

市議会は、その計画が市民のためになるのかどうかを検証し、議決します。

市長は市議会が賛成した計画を実行します。

市議会と市長は、お互いに独立した立場でけん制し合い、バランスを保ちながら、住みよいいわき市の実現に努めています



市議会の仕事

議決

市長や議員から提出された議案等を審議し、賛成か反対か、市としての意思を決めます。市の仕事で重要なもののほとんどは、市議会の議決が必要になります。

条例の制定や改正、予算を定めることや、条例で定める契約を結ぶこと、また、副市長や教育長等を選任する場合などは、法律等に規定があるものは市議会の議決が必要です。

質問

住みよいいわき市にするために、市長はどう考え、どう行動するのかなどをチェックするため、市長に質問をします。

意見書

市の力だけでは解決できないことについては、国や県などに意見書を提出し、解決を求めます。

定例会と臨時会

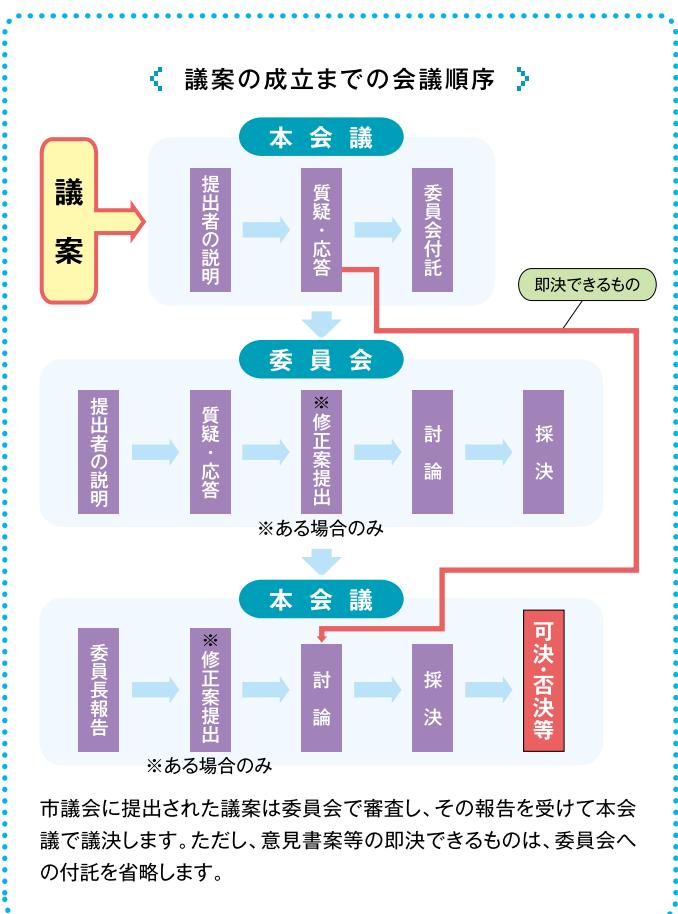
市議会には定例会と臨時会があります。定例会はおおむね毎年2月・6月・9月・11月の4回開かれ、臨時会は次の定例会までの間に市議会の議決が必要なときを開かれます。

市議会は市長が集めます。また、議長からの請求があったときや、議員定数の4分の1以上の議員から請求があったときは、市長は臨時会を開かなければなりません。

本会議

全議員が出席して、市長や議員から提案された議案等の審議や議決、市の仕事に関する質問、市長から市政についての説明や報告などが行われます。

◆ 議案の成立までの会議順序 ◆



◆ 委員会

いわき市議会では、いろいろな内容の問題を多く取り扱うことから、福祉・教育・環境など、分野ごとに委員会を設けています。

委員会には、常に設置されている常任委員会・議会運営委員会と、市政の中で特に重要な案件などを取り扱うために、必要に応じて設置される特別委員会があります。常任委員会と議会運営委員会の任期は2年となっています。

◆ 常任委員会

いわき市議会では、市長から提出された議案や、市民から提出された請願などを専門的かつ効率的に審査するため、次の4つの常任委員会を設けています。

政策総務常任委員会

市政の総合企画、危機管理、財政運営、市税、観光、文化・スポーツ、消防、選挙などに関する仕事を担当しています。

市民生活常任委員会

戸籍、住民基本台帳、国民年金、国民健康保険、環境保全、上下水道事業、市立病院などに関する仕事を担当しています。

教育福祉常任委員会

社会福祉、地域保健、高齢社会対策、子育て支援、学校教育、社会教育、生涯学習などに関する仕事を担当しています。

産業建設常任委員会

農林水産業、商工業、競輪事業、土木、道路及び河川、市営住宅、都市計画、公園などに関する仕事を担当しています。

◆ 議会運営委員会

市議会を適正かつ円滑に運営するための決まりごとや、市議会を開催するスケジュールなどについて話し合います。

◆ 特別委員会

必要に応じて、市議会の中に設置されるのが特別委員会です。東日本大震災からの復旧・復興に向けた諸課題の調査及び提言を行うために設置された東日本大震災復興特別委員会や、毎年一定期間、決算内容の審査のために設置される決算特別委員会など、これまでさまざまな特別委員会を設けています。

いわき市議会では、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会のほかに、次の2つの委員会を設置し、協議や検討を行っています。

● 議会改革推進検討委員会

不断の議会改革や活性化を通して、市民から任せていることに応えるために設置したものです。市議会の行政に対する監視・けん制機能の充実や、議員の審議・政策提言能力の向上などに関する事項について検討しています。

● 議会報編集委員会

年四回発行されるいわき市議会だより「ほうれんそう」の発行に関して、必要な事項を協議するために設置しています。議会報は市内の全世帯に配布しています。